

文部科学省行政効率化推進計画

平成16年6月15日
文部科学省
平成17年6月30日改定
平成18年8月29日改定
平成19年7月2日改定
平成20年12月26日改定

1. 公用車等の効率化

(これまでの取組)

- 運転手については原則退職後不補充という方針を遵守し、民間業者に随時委託し民間委託を推進する。
- 共用利用を推進する。
- 低公害車へ切り換える。
- 自転車を導入する。
- 平成19年度までに公用車を7台削減済
- 所管の独立行政法人に対して、平成16年6月同様の効率化を進めるよう要請した。

(今後の取組計画)

- 業務用車両（各府省が保有する公用車（運転手付で専ら人の移動用の庁用乗用自動車）以外の車両で、3, 5, 7ナンバーのもの）については、国民に対する行政サービスの低下や業務の効率的な遂行に支障をきたさないといった点にも留意しつつ、官署内の他の業務用車両との利用の統合、公共交通機関の活用等を推進することにより、平成25年度までに3台削減する。
また、保有する車両について、以下の取組を進めることにより、一層の効率化を図る。
 - ・ 車両の用途などを精査し、車種・車格について普通車等からより安価な小型車や軽自動車に切り替え可能な場合等には、買い換えを行う。
 - ・ 可能な限り部局や施設をまたがる集中的な運行管理を行い、車両の稼

- 働率を向上し、業務効率の向上、タクシー等の経費の削減を図る。
- ・運行状況を把握の上、定期的に代替手段との経費比較を行い、費用効率の低い車両は、車両の用途などを勘案した上で売却して、タクシー等の公共交通機関の利用に切り替える。
 - ・業務の実態を踏まえ、可能な限り、低排気量車への切り替えを行う。
 - ・アイドリングストップ等のエコドライブの推進やハイブリッド車、低公害車の導入等により燃料費を節減する。また、地方公共団体の実施するノーカーデーに積極的に参加・協力する。
 - ・交通安全教育を実施する。また、必要に応じETCを導入し割引料金の活用、業務の効率化を進める。
- なお、独立行政法人等に対しても、同様の効率化を進めるよう要請する。

※▲はマイナスを意味する。

| | |
|---------------------------------------|-----------|
| (公用車) | |
| 46台(15年3月末) → 46台(15年度) → 42台(16年度) → | |
| 41台(17年度) → 41台(18年度) → 39台(19年度) → | |
| 39台(20年度) → 39台(21年度) | (▲7台) |
| この取組による平成21年度における削減見込額 | ▲53,766千円 |
| (人件費を除く削減効果) | ▲1,219千円 |
| (業務用車) | |
| 13台(20年度) → 10台(21年度) | (▲3台) |
| この取組による平成21年度における削減見込額 | ▲892千円 |
| (人件費を除く削減効果) | ▲892千円 |

2. 公共調達効率化

(これまでの取組)

- インターネットにより供給者への調達情報を提供する。
- インターネットにより仕様書事例集等を調達機関へ情報提供する。
- 競争参加資格を統一する。
- 電子入開札を導入する。
- 文部科学省経費節減対策推進要領に基づき経費の節減を推進する。
- 電話料金に係る割引制度の活用による経費の節減を推進する。

- 物品等の一括調達を推進する。
- 一般競争契約を推進する。
- 随意契約を厳格適用する。
- WTO協定等に基づく調達契約に関する各種統計業務を電子化する。
- 競争契約に係る入札公告の作成・公開を電子化する。
- 文部科学本省の調達契約（公共工事を除く）における供給者からの相談・苦情窓口を一元化する。
- 調達契約に関する統計業務の担当部署を一元化する。
- 官公需に関する統計業務を電子化する。
- 官庁営繕に関して工事成績評定等を標準化・統一化する。

（今後の取組計画）

- 一般競争入札、総合評価落札方式等を推進する。
 - (1) 予定価格が6千万円以上の工事については、工事目的物の有する特殊性に鑑み一般競争入札に適さないものを除いて、一般競争入札によることとし、できる限り速やかにその拡大を図る。また、予定価格が6千万円未満の工事についても、不良・不適格業者の排除や事務量増大の抑制等の措置を講じつつ、できる限り一般競争入札の導入に努める。さらに、一般競争入札による調達の割合（競争入札に付した件数に占める一般競争入札の割合）を含め、一般競争入札の実施状況を毎年度公表する。（引き続き実施）
 - (2) 平成20年度以降に競争入札により新規に発注する公共工事については、原則として、技術的な工夫の余地の少ない工事を除き、価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式を採用することとし、実施状況を毎年度公表する。（引き続き実施）
 - (3) 公共工事において、入札情報のインターネットによる公表等入札情報の公表方法の透明性等の向上、入札監視委員会等第三者機関の活用、工事費内訳書の有効活用、入札結果の事後的・統計的分析による談合疑義案件の有無の確認と公正取引委員会との連携強化等による入札契約過程の監視の強化並びに電子入札の一層の活用等、入札契約手続きの改善のために必要な取り組みを行うほか、談合情報を得た場合の入札手続の取扱い及び一定期間入札参加を認めない措置の運用を適切に行う。（引き続き実施）

- (4) 公共工事における一般競争入札の拡大と総合評価落札方式の採用に当たり、入札ボンド、多段階審査、第三者機関の活用等、条件整備の検討を進める。(引き続き実施)
- (5) 公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律の対象となっている所管独立行政法人等においても、政府と同様の改善策が講じられるよう、所要の指導を行う。(引き続き実施)
- (6) 公共工事以外の入札を実施する場合には、引き続き一般競争入札によることとし、一般競争入札による調達割合(競争入札に付した件数に占める一般競争入札の割合)を含め、一般競争入札の実施状況を毎年度公表する。また、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令により落札者の公示等が義務付けられている特定調達契約以外の入札に関しても、契約の相手方、契約金額等を公表する。(引き続き実施)

(1)の取組実績

平成20年度における公共工事(競争方式)の実績(H20.9.30現在)

・ 予定価格が6千万円以上の工事

一般競争方式: 0件(0.0%)、0百万円(0.0%)

一般競争方式以外の全ての競争方式: 0件(0.0%)、0百万円(0.0%)

・ 予定価格が6千万円未満の工事

一般競争方式: 1件(50.0%)、32百万円(76.2%)

一般競争方式以外の全ての競争方式: 1件(50.0%)、10百万円(23.8%)

なお、実施状況については、文部科学省のHP

(<http://sisetuweb1.mext.go.jp/procure/index.html>)において公表している。

平成21年度も引き続き6千万円以上の工事については、工事目的物の有する特殊性に鑑み一般競争入札に適さないものを除いて、一般競争入札によることとする。また、予定価格が6千万円未満の工事においても、不良・不適格業者の排除や事務量増大の抑制等の措置を講じつつ、できる限り一般競争入札の導入に努める。

(2)の取組実績

平成20年度に競争入札により新規に発注する工事については、原則として、技術的な工夫の余地の少ない工事を除き総合評価落札方式を採用。

平成20年度における総合評価落札方式の採用状況(H20.9.30現在)

・競争入札により新規に発注した技術的な工夫の余地の少ない工事を除く工事

総合評価落札方式：1件（100.0%）、32百万円（100.0%）

価格競争による落札方式：0件（0.0%）、0百万円（0.0%）

・上記以外の工事

総合評価落札方式：0件（0.0%）、0百万円（0.0%）

価格競争による落札方式：1件（100.0%）、10百万円（100.0%）

なお、実施状況については、文部科学省のHP

（<http://sisetuweb1.mext.go.jp/procure/index.html>）において公表している。

平成21年度も引き続き、新規に発注する工事については、原則として、技術的な工夫の余地の少ない工事を除き総合評価落札方式を採用することとする。

(6)の取組実績

平成21年度も入札を実施する場合においては、引き続き一般競争入札によることとし、平成20年度分の「一般競争入札の実施状況については、平成21年度当初に取りまとめを行い、文部科学省HP

（<http://sisetuweb1.mext.go.jp/procure/index.html>）において公表する。また、特定調達契約以外の入札に関しても、契約の相手方、契約金額等を随時、文部科学省HPにおいて公表する。

(3)、(4)及び(5)の取組実績

(3)、(4)及び(5)については、平成20年度においてその取り組みを実施しているところであり、平成21年度も引き続き同様の取り組み等を行う予定である。

○適切な競争参加資格の設定等をする。

(1) 競争性のある契約を締結するにあたっては、実質的な競争性を確保するため、受注実績等による新規参入業者への不当な制限を課すことのないよう留意するよう努める。また、発注コストを考慮しつつ、業務内容の工程等から見て適切な発注単位を設定することに努める。

加えて、参入業者をできる限り多く確保するため、参入が予想される業者へのPRや、十分な公告期間の確保を図るよう努める。

- (2) 第三者機関において、応札者又は応募者が1者しかいないものなどについては重点的に監視を行う。
- (3) 総合評価落札方式による一般競争入札については、現行の受託者が過大に評価されることのないよう、評価項目、評価点の配分等について十分留意する。
- (4) 工事成績が一定以下の業者について競争参加資格を認めない措置を導入する等過去の成績を適切に反映させる。(引き続き実施)
- (5) 優れた企業による競争を推進するため、工事成績データベースを構築・活用する。(引き続き実施)
- (6) 特定建設工事共同企業体(特定JV)の結成の義務付けは原則として廃止する。義務付けた場合は、毎年度その理由を公表する。(引き続き実施)
- (7) 一般競争等における競争参加資格において過去の実績を評価するときは、民間部門からの受注実績も適切に評価する。(引き続き実施)
- (8) 予算決算及び会計令第73条の一般競争参加者の資格は、競争を適正かつ合理的に行うために必要なものに限定する。(引き続き実施)
- (9) 調達物に係る仕様を策定するに際しては、調達目的を達成するために必要な最小限の性能・機能を求めるにとどめ、極力限られた業者しか入札に参加することができないこととなることのないよう努める。(引き続き実施)

(6)の取組実績

平成20年度においても特定JVの結成の義務付けは原則として廃止している。

なお、実施状況については、文部科学省のHP

(<http://sisetuweb1.mext.go.jp/procure/index.html>)において公表している。

平成21年度も引き続き特定JVの結成の義務付けは行わない予定。

(1)～(5)及び(7)～(9)の取組実績

(1)～(5)及び(7)～(9)については、平成20年度においてその取り組みを実施しているところであり、平成21年度も引き続き同様の取り組み等を行う予定である。

○ 民間の技術力を活用する。

- (1) 公共工事について、入札時に民間からの技術提案を求める総合評価落札方式を採用するとともに、施工に当たり高度な技術を要する等の場合においては、設計と施工の発注のあり方を十分検討し、VE方式、設計施工一括方式等を活用する。（該当案件について適宜実施）
- (2) 公共工事について、発注者の体制、能力を補完する必要がある場合には、設計・施工一括発注方式を採用する場合も含め、CM方式（コンストラクション・マネジメント方式）の活用等、条件整備の検討を進める。（平成20年度より実施）
- (3) 独立行政法人等における公共工事について、入札・契約の公正性、透明性に十分配慮しつつ、民間の技術力を活用した交渉方式を試行的に実施するよう、全国の工事契約担当者等が参加する会議等において要請する。（引き続き要請）

(1)の取組実績

平成20年度における総合評価落札方式の実施状況（H20.9.30現在）
・競争入札により新規に発注した技術的な工夫の余地の少ない工事を除く工事

総合評価落札方式：1件（100.0%）、32百万円（100.0%）

価格競争による落札方式：0件（0.0%）、0百万円（0.0%）

なお、実施状況については、文部科学省のHP

（<http://sisetuweb1.mext.go.jp/procure/index.html>）において公表している。

平成21年度も引き続き原則として、技術的な工夫の余地の少ない工事を除いた新規に発注する工事については総合評価落札方式を実施するとともに、適用可能な案件がある場合は、VE方式、設計施工一括発注方式等を活用する予定。

(2)及び(3)の取組実績

(2)及び(3)については、平成20年度においてその取り組みを実施しているところであり、平成21年度も引き続き同様の取り組み等を行う予定である。

○ 予定価格の適正な算定をする。

- (1) 市場における取引実例価格をインターネットなどを活用して幅広く調査し、適正な予定価格の算定に努める。(引き続き実施)
- (2) 公共工事以外の公共調達について、不自然な入札結果となった案件について、事後的・統計的分析を行う。(該当案件について適宜実施)

(1) 及び (2) の取組実績

(1) 及び (2) については、平成 20 年度においてその取り組みを実施しているところであり、平成 21 年度も引き続き同様の取り組み等を行う予定である。

○随意契約の適正な運用等を行う。

- (1) 随意契約について平成 19 年 1 月に作成・公表した「随意契約見直し計画(改訂)」に沿って、競争性の高い契約方式に速やかに移行する。移行に当たっては、原則として一般競争入札に移行し、それが困難な場合に限り、企画競争などの競争性のある随意契約によるものとする。平成 20 年度以降、競争性のない随意契約とした契約については、契約内容、競争性のある契約方式への移行予定年限、移行困難な場合にはその理由等を公表する。
- (2) 競争性のある契約を締結するにあたっては、実質的な競争性を確保するため、受注実績等による新規参入業者への不当な制限を課すことのないよう留意するよう努める。また、発注コストを考慮しつつ、業務内容の工程等から見て適切な発注単位を設定することに努める。
加えて、参入業者をできる限り多く確保するため、参入が予想される業者への PR や、十分な公告期間の確保を図るよう努める。(再掲)
- (3) 第三者機関において、応札者又は応募者が 1 者しかいないものなどについては重点的に監視を行う。(再掲)
- (4) 企画競争を実施するに当たっては、現行の受託者が過大に評価されることのないよう、評価項目、評価点の配分等について十分留意する。
- (5) 随意契約による場合には、法令等の定める要件に合致するかどうかの確認を厳格に行う。(引き続き実施)

- (6) 随意契約のうち少額随契以外のものについては、文部科学省のホームページにおいて、契約の相手方、契約金額、随契理由等を公表する。また、契約の相手方が所管公益法人であるものについては、当該法人に国の常勤職員であったものが役員として契約日に在職している場合は、その人数を公表する。（引き続き実施）
- (7) 随意契約の方法による委託契約について、不適切な再委託により効率性が損なわれ、経済的合理性に欠ける事態となることを防ぐため、再委託の承認等必要な措置を講じるなどその適正な履行の確保に努める。（引き続き実施）
- (8) 内部監査において、随意契約の重点的監査を実施する。（引き続き実施）
- (9) 平成19年1月に作成・公表した「随意契約見直し計画（改訂）」にしたがって、随意契約の適正化を図るとともに、その実施状況について、フォローアップを行い、結果を公表する。（平成19年度から実施）
- (10) 本省内部部局において、所管公益法人等と随意契約を行う場合にあっては、官房会計課等において、随意契約によることとした理由等について審査・決裁を実施することとし、官房会計課等が契約を締結する場合においても、複数の者により随意契約によることとした理由等についての審査・決裁を実施する。なお、その他の部局においては、各組織の実情に応じて契約担当以外の会計担当等において、審査・決裁を経るよう決裁体制を強化する。（引き続き実施）
- (11) 少額随契による場合においても、見積合せを行うなど競争的手法の導入に努める。（引き続き実施）

※▲はマイナスを意味する。

(1)の取組実績

平成19年1月に作成・公表した「随意契約見直し計画（改訂）」に沿って、引き続き競争性の高い契約方式に移行するよう努める。移行に当たっては、原則として一般競争入札に移行し、それが困難な場合に限り、企画競争などの競争性のある随意契約によるものとする。また、平成20年度に締結した「競争性のない随意契約」のうち、

1. 21年度以降に競争性のある随意契約に移行予定のもの
2. 21年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

について、契約内容、競争性のある契約方式への移行予定年限、移行

困難な場合にはその理由等を半期ごとに文部科学省の HP
(<http://sisetuweb1.mext.go.jp/procure/index.html>) において公表する予定。

(6) の取組実績

平成 21 年度も引き続き少額随契以外の随意契約案件については、文部科学省の HP

(<http://sisetuweb1.mext.go.jp/procure/index.html>) において公表する。

(9) の取組実績

平成 19 年 1 月の「随意契約見直し計画（改訂）」の内容

- ・競争性のない随意契約
1,023 件 994 億円 → 338 件 555 億円
{ ▲685 件 (67%減)、▲439 億円 (44%減) }

平成 19 年度における随意契約の適正化の実施状況

- ・競争入札 561 件 (10%)、20,484,890 千円 (10%)
- ・企画競争・公募 4,642 件 (80%)、128,226,738 千円 (60%)
- ・競争性のない随意契約 551 件 (10%)、65,022,132 千円 (30%)

随意契約見直しに伴う平成 21 年度予算における削減効果

▲2,444,746 千円

《主な具体例》

平成 20 年度は随意契約（企画競争）により委託していた大学評価研究委託事業について、一定程度の調査研究の成果の蓄積がなされたことから、平成 20 年度限りで同事業を廃止した。

平成 21 年度予算における削減効果 48,680 千円

「随意契約の適正化の一層の推進について（平成 19 年 11 月 2 日公共調達 of 適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ）」に基づき、既に設置済みである工事契約を監視する第三者機関のほか、物品・役務等契約の監視を行う第三者機関を本省に設置した。

所管各部局に対し、随意契約の適正化に向けた取組を確実に実施するよう、文書で周知徹底を行った。

平成 21 年度も引き続き「随意契約見直し計画（改訂）」にしたがって、随意契約の適正化を図るとともに、その実施状況についてフォ

ローアップを行い、その結果については、文部科学省 HP
(<http://sisetuweb1.mext.go.jp/procure/index.html>) において公表する。

(2)～(5)、(7)、(8)、(10)及び(11)の取組実績

(2)～(5)、(7)、(8)、(10)及び(11)については、平成 20 年度においてその取り組みを実施しているところであり、平成 21 年度も引き続き同様の取り組み等を行う予定である。

○ 落札率1事案への対応等を行う。

- (1) 公共調達（国の行為を秘密にする必要があるもの及び予定価格を含め当該契約に関する情報を開示することが適当でないと認めたもの並びに予定価格が予算決算及び会計令第 99 条第 2 号、第 3 号、第 4 号又は第 7 号のそれぞれの金額を超えないもの及び主要食料の需給及び価格の安定に関する法律第 31 条の方式による米穀等及び麦等の買入に係るものを除く。）について、落札率を一覧表にして毎年度公表する。なお、公表において、一般競争入札及び指名競争入札の別を明らかにする。（引き続き実施）
- (2) 市場における取引実例価格をインターネットなどを活用して幅広く調査し、適正な予定価格の算定に努める。（再掲）（引き続き実施）
- (3) 参考見積を徴取する場合には、原則として複数の業者から徴取するとともに、見積の比較、取引実例との比較等を行い、適正な予定価格の算定に努める。（引き続き実施）
- (4) 調達物に係る仕様を策定するに際しては、調達目的を達成するために必要な最小限の性能・機能を求めるにとどめ、極力限られた業者しか入札に参加することができないこととなることのないよう努める。（再掲）（引き続き実施）
- (5) 再度入札を繰り返すことは可能な限り避け、落札者がいない場合にはなるべく再度広告入札を行う。（引き続き実施）

(1)の取組実績

平成 21 年度も引き続き公共調達について、落札率を文部科学省 HP
(<http://sisetuweb1.mext.go.jp/procure/index.html>) において公表する。

(2)～(5)の取組実績

(2)～(5)については、平成20年度においてその取り組みを実施しているところであり、平成21年度も引き続き同様の取り組み等を行う予定である。

○ 国庫債務負担行為を活用する。

- (1) コピー機、パソコン等の物品について、購入する場合や単年度賃借を行う場合と比較して複数年度のリース契約を行うことに合理性が認められる場合には、国庫債務負担行為による複数年契約によることとする。(引き続き実施)
- (2) 複数年度にわたる情報システムの開発等について、原則として国庫債務負担行為による複数年契約により実施することとする。(引き続き実施)

(1)の取組実績

平成21年度予算においては、6事案について国庫債務負担行為による予算要求を実施。

平成20年度(6件)→平成21年度(6件)

(2)の取組実績

平成21年度予算において該当はないが、複数年度にわたる情報システムの開発等について、引き続き国庫債務負担行為による予算要求を実施する。

○ 物品、役務等の一括調達の推進等を図る

- (1) 消耗品の調達に当たっては、単価契約による調達などにより契約件数の縮減を推進するとともに、少額随意契約による調達を見直し、一般競争契約の導入・拡大を推進する。(平成19年度から実施)
- (2) 備品の調達に当たっては、計画的な一括調達を徹底するとともに、少額随意契約による調達を見直し、一般競争契約の導入・拡大を推進する。(平成19年度から実施)
- (3) 庁舎の維持・管理に係る役務契約において、複数の随意契約を一括することにより一般競争入札に付すことができるものについては、一括し、一般競争入札に付すよう徹底する。(平成19年度から実施)

- (4) 合同庁舎の共用部分と専用部分に共通する役務又は物品について、共用部分については合同庁舎の管理官署が、専用部分については入居官署がそれぞれ調達している場合には、合同庁舎の管理官署及び入居官署は、共用部分と専用部分の当該役務又は物品の一括調達を推進する。（新庁舎移転後から実施）
- (5) 合同庁舎における各種の役務、物品等の調達契約については、各入居官署がそれぞれ契約や支払に係る事務を行わないですむよう事務の省力化方策について検討する。（新庁舎移転後から実施）
- (6) 合同庁舎別の一括調達について、合同庁舎の管理官署を中心として、関係省庁において検討することとする。（新庁舎移転後から実施）

※▲はマイナスを意味する。

| | |
|---|-----------|
| (1)～(6)の取組実績 | |
| (1)～(6)については、平成20年度においてその取り組みを実施しているところであり、平成21年度も引き続き同様の取り組み等を行う予定である。 | |
| 一括調達の実施による削減額 | ▲19,535千円 |

○その他。

- (1) 徹底した仕様の見直し・合理化によるコスト削減を図る。（過剰仕様等の排除）（引き続き実施）
- (2) 電話料金の割引制度の活用を図る。（引き続き実施）
- (3) 電力供給契約の入札を実施する。なお、その際には温室効果ガスの排出の削減に配慮する。（平成19年度から実施）
- (4) 電子入開札システムの活用を図る。（引き続き実施）
- (5) 新庁舎（中央合同庁舎第7号館）完成後の維持管理において、民間事業者のノウハウを最大限に活用して光熱水費の削減に努める。（新庁舎移転後から実施）
- (6) 競争入札の方法による委託契約について、再委託の承認等必要な措置を講じるなどその適正な履行の確保に努める。（引き続き実施）
- (7) 内部監査において、年度末の予算執行状況について重点的に行うこととする。（平成19年度から実施）
- (8) 物品管理について、必要に応じ物品の現状把握を行い、物品管理簿等への物品の異動の記録を適切に行うとともに、各庁舎単位での

不要物品に係る情報の共有化を早急に図り、不要となった物品が生じた場合には、速やかに、管理換や分類換による有効活用の検討を行い、有効活用の途がないものについては、売払いや廃棄などの処分の方針を決定する。（平成19年度から実施）

※▲はマイナスを意味する。

(3)の取組実績

平成20年度も引き続き2部局で温室効果ガスの排出の削減に配慮した電力供給契約の入札を実施する予定。

平成21年度予算における削減効果

▲38千円

(1)、(2)、(4)～(8)の取組実績

(1)、(2)、(4)～(8)については、平成20年度においてその取り組みを実施しているところであり、平成21年度も引き続き同様の取り組み等を行う予定である。

3. 公共事業のコスト構造改善

(これまでの取組)

- 「公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針」（平成12年9月1日公共工事コスト縮減対策関係閣僚会議決定）に基づき、「文部科学省公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画」（平成13年2月）を作成し、工事コストの低減に加え、工事の時間的コストやライフサイクルコストの低減等を基本的な視点とした、公共工事の総合的なコスト縮減に取り組んだ。

また、新行動計画に加え、平成15年度より、「文部科学省公共事業コスト構造改革プログラム」を作成し、事業の迅速化、計画・設計から管理までの各段階における最適化、調達最適化をコストの観点から、公共事業の全てのプロセスを見直すコスト構造改革に取り組んだ。

（平成15年度から5年間で、平成14年度と比較して、15パーセントの総合コスト縮減率達成を目標とする。（平成19年度の総合コスト縮減率は14.8パーセントである））

(今後の取組計画)

- 「公共事業コスト構造改善プログラム」（20年5月行政効率化関係省

庁連絡会議決定)に基づき、「文部科学省公共事業コスト構造改善プログラム」(平成20年5月)を作成し、これまでのコスト縮減を重視した取組から、コストと品質を重視する取組へ転換し、良質な社会資本を効率的に整備、維持することを目指し、これまでの取組1~3に、施設の長寿命化や環境負荷の低減効果など、4~6の取組を新たに加えた内容としている。

- ・ 具体的施策 : 1. 工事コストの縮減
- 2. 事業のスピードアップによる効果の早期発現
- 3. 将来の維持管理費の縮減
- 4. 民間企業の技術革新によるコスト構造の改善
- 5. 施設の長寿命化によるライフサイクルコスト構造の改善
- 6. 環境負荷の低減効果等の社会的コスト構造の改善
- ・ 数値目標 : 平成20年度から平成24年度の5年間で、平成19年度と比較して15%の「総合コスト改善率」を達成することを目標とする。
- ・ 独立行政法人等についても、このプログラムの対象としている。

文部科学省公共事業コスト構造改革プログラムのフォローアップを実施した。(平成15年度から5年間で、平成14年度と比較して、15パーセントの総合コスト縮減率達成を目標とする。)
平成19年度の総合コスト縮減率は14.8パーセントである。

○国立大学等における施設の効率的な管理と戦略的活用を図る施設マネジメントを推進する。(平成20年度以降も引き続き、クオリティ、スペース、コストの3つの視点に立って、PDCAサイクルに基づく具体策を推進する。)

平成20年度においても「国立大学法人施設整備等説明会」等において、施設の効率的な管理と戦略的活用を図る施設マネジメントの一層の推進について周知している。
平成21年度以降も、引き続き大学等における施設の効率的な管理と戦略的活用を図る施設マネジメントを推進する予定。

4. 電子政府関係の効率化

(これまでの取組)

○国民の利便性・サービスを向上させた。

- (1) 文部科学省認証局の運用
- (2) 文部科学省行政手続等のオンライン運用
- (3) 地方公共団体及び独立行政法人等が行う行政手続等のオンライン化に係る実施方策を提示
- (4) 申請・届出等手続の簡素化・合理化の実施
- (5) 「e-Gov」と文部科学省ホームページとのデータ連携
- (6) 電子入札システムの運用
- (7) 歳入金システムの運用

○IT化に対応した業務の改革をした。

- (1) 業務・システム最適化の対象業務確定、業務・システムの見直し方針及び最適化計画の策定
- (2) 旧式（レガシー）システムの刷新可能性調査の実施及び業務・システムの見直し方針及び最適化計画の策定
- (3) 「人事・給与関係業務情報システム導入計画」の策定
- (4) 「本省情報基盤システムの業務・システム最適化計画」（平成 18 年 3 月 27 日文部科学省行政情報化推進委員会決定）に基づく、新システム移行による、定員削減等の減量・効率化。

○共通的な環境を整備した。

- (1) CIO補佐官の整備
- (2) 情報システムに係る政府調達改善
- (3) 情報セキュリティ監査の実施
- (4) ヘルプデスク・オペレーションの外注化

(今後の取組計画)

○電子政府構築計画に基づき、引き続き以下の取り組みを行うものとする。

(1)業務・システムの最適化と行政組織等の減量・効率化

ア. 各府省に共通する業務・システム

1. 業務・システムの最適化

人事・給与等業務については、「人事・給与等業務・システム最適化計画」に沿って最適化に取り組むこととし、個々に整備・運用している人事・給与等業務に係る既存のシステムを新システムに更新する。

- ・「研究開発管理業務の業務・システム最適化計画」（平成 18 年 3 月 31 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき開発・導入した研究開発管理システムの運用により、研究開発に関する競争的資金制度における応募受付、審査、採択、採択課題管理、評価、交付等に係る業務の効率化・合理化を推進する。
- ・共済システムについては、「人事・給与等業務・システム最適化計画」の見直し内容を踏まえ、新システムの運用を開始することを担当府省主導で検討し、随時、移行・導入作業を開始する。
- ・上記以外の府省に共通する業務・システムについては、担当府省において策定された最適化計画に基づき、今後、新システムの開発・運用主体となる担当府省と調整しつつ、新システムの導入を進め、業務の効率化・合理化を推進する。

2. 行政組織等の減量・効率化

- ・人事・給与等の内部管理業務については、各最適化計画に基づき新システムの開発、導入の準備等を推進しつつ、内部管理業務の効率化に向けた見直しを行う。
- ・旅費、物品調達、物品管理、謝金・諸手当等の内部管理業務について、「IT を活用した内部管理業務の抜本的効率化に向けたアクションプラン」に基づき、業務改革（BPR）を積極的に推進し、府省共通のシステム化を見据えた導入の準備等を行う。特に旅費業務については、「旅費業務に関する標準マニュアル」に沿って、規程類の標準化等を図りつつ、決裁階層の簡素化等を実施する。

イ. 個別府省の業務・システム

業務・システムの最適化

旧式（レガシー）システムについては、「本省情報基盤システムの業務・システム最適化計画」（平成 18 年 3 月 27 日文部科学省行政情報化推進委員会決定）に基づき開発・導入した本省情報基盤システムの運用により、統計調査等の業務の効率化・合理化を推進するとともに、経費の削減を図る。

ウ. オンライン化に対応した減量・効率化

- ・電子入札について、公共事業支援統合情報システム（CALS/EC）を始めとした情報通信技術の活用などにより、全面的な実施を推進する。（引き続き実施）

- ・電子入札による応札割合を高めるよう、競争参加資格を新たに取得した者に、電子入札のPRを行う。（引き続き実施）
- ・「国の行政手続のオンライン利用促進に関する取組方針」（平成20年6月11日IT戦略本部決定）及び「オンライン利用拡大行動計画」（平成20年9月12日IT戦略本部決定）に基づき、オンライン利用が著しく低調であって、当面その向上が見込まれない手続については、費用対効果にかんがみつつ、当該手続のオンライン申請受付の休止、システムの簡素化等による経費削減その他所要の措置を講ずることを検討する。

(2) 国家公務員給与の全額振込化

平成17年3月の給与支給時点において、国家公務員の給与の全額振込化率100パーセントを達成。引き続き全額振込化率100パーセントを維持するため職員の協力を得るよう努める。

(3) その他

対象となるシステムについて、「情報システムに係る政府調達の基本指針」に沿って調達を進めるとともに、業務の見直しを先行して実施することにより、効率的なシステム化を図るものとする。また、調達仕様書の作成に当たりCIO補佐官等による専門家の意見を取り入れるなど、できる限り支出を節減するものとする。

※▲はマイナスを意味する。

(1) イによる平成20年度以降の削減見込額 ▲90,000千円
上記以外の項目については、平成21年度も引続き同様の取り組みを行い、電子政府の推進による効率化を図る。

5. アウトソーシング

（これまでの取組）

○本省、文化庁、施設等機関及び地方支分部局等において、以下の業務の外部委託を適宜実施している。

- ・施設・設備等の管理、運営業務（庁舎の警備・清掃、公用車関係業務、電話交換業務等）
- ・ホームページの作成

- ・ 情報システム（庁内 LAN）管理業務
- ・ 研修業務（語学、ビジネスマナー）
- ・ 統計調査業務
- ・ 定期刊行物・ポスター等の発送業務
- ・ 秘書業務
- ・ 審議会等会議運営における事前準備・議事録作成
- ・ 翻訳・通訳等定型的業務
- ・ 大規模な会議の運営等業務
- ・ 官庁会計システム及び給与システム等へのデータ入力、支出書類の編纂業務
- ・ 人事管理システムへのデータ入力業務
- ・ 新聞記事のクリッピング業務
- ・ 国家試験運営における願書收受等定型的業務
- ・ 国庫金の振込に係る銀行口座の金融機関への確認及びシステムへの登録業務
- ・ 外部委員等の源泉徴収票等の梱包、発送業務

（今後の取組計画）

- これまでに外部委託を進めている各種業務につき、引き続き積極的な外部委託を図る。
- 「統計調査の民間委託に係るガイドライン」（平成 19 年 5 月 30 日各府省統計主管課長等会議申合せ）及び「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」（平成 18 年 3 月 31 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議幹事会決定平成 19 年 8 月 31 日再改定）を踏まえ、民間委託を一層推進する。（平成 17 年度より引き続き実施）
- 所管行政にかかる各種調査について、種類、量等を勘案し、必要に応じてより積極的に外部に委託して実施することを検討する。（平成 20 年度も引き続き検討）
- 施設・設備等の管理、運営業務（庁舎の警備・清掃、公用車関係業務、電話交換業務等）について、現業職員の退職時不補充を徹底する。
- ホームページの作成・管理業務について、原則として職員が更新作業を行う。
- 文化庁ホームページの運営およびサーバを本省と統合することについて検討を行う。
- 徴収、公物管理、施設・研修等、内部管理業務等の分野について、市

場化テスト導入の可否を検討する。

※▲はマイナスを意味する。

| | |
|--|------------|
| 平成 21 年度予算における削減見込額 | ▲34,238 千円 |
| 平成 21 年度も引き続き同様の取り組みを行い、アウトソーシングによる効率化を図る。 | |

6. IP電話の導入

(今後の取組計画)

- 通信費の削減を図るため、IP 電話の導入機関を拡大する。さらに、これらの取組と併せて、通話料金の各種割引制度の活用をはじめ通信費の削減に資する取組を進める。

※▲はマイナスを意味する。

| | |
|------------------------------|----------|
| 平成20年1月の新庁舎移転にあわせてIP電話を導入した。 | |
| (IP電話の導入) | |
| 削減効果見込額 | ▲4,980千円 |
| (電話料金割引サービス) | |
| 削減効果見込額 | ▲248千円 |
| ※削減効果見込額については、試算値による。 | |

7. 統計調査の合理化

(これまでの取組)

- 毎年の調査実施に当たり時代の変化を反映した的確な情報把握のため、統計調査内容の見直しを行っている。
なお、平成 20 年度には、社会教育調査と生涯学習・社会教育施設調査の内容を見直し、社会教育調査に統合した。
- 社会教育調査及び体育・スポーツ施設現況調査について平成20年度から新たにオンライン化を実施した。
- 統計事務については、民間委託が可能なもの(調査票の印刷、発送、データ入力、審査業務、作表等)を既に民間委託している。
- 学校基本調査におけるオンライン調査の実施により、平成19年度に引き続き平成20年度予算においてもデータ処理経費等を削減した。
- 学校保健統計調査については、平成20年度から政府統計共同利用シ

システムのオンライン調査に移行した。

(今後の取組計画)

- 今後の調査実施に当たり時代の変化を反映した的確な情報把握のため、平成21年以降も統計調査内容の見直しを引き続き行う。
- 現在、独自システムで実施しているオンライン調査(学校基本調査、学校教員統計調査、地方教育費調査)について、平成21年度以降、順次政府統計共同利用システムのオンライン調査システムへの移行を予定している。
- 「統計調査の民間委託に係るガイドライン」(平成19年5月30日各府省統計主管課長等会議申合せ)及び「統計調査等業務の業務・システム最適化計画」(平成18年3月31日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議幹事会決定 平成19年8月31日再改定)を踏まえ、引き続き可能な業務について民間委託を実施する。

※▲はマイナスを意味する。

| | |
|-------------------------------------|-----------|
| 平成21年度予算までの削減効果 | ▲22,882千円 |
| 平成21年度も本計画を踏まえ、引き続き統計調査の合理化を推進していく。 | |

8. 国民との定期的な連絡等に関する効率化

(これまでの取組)

- 簡易書留で配達している郵便物を配達記録へ変更する。
- ゆうメールや大口発送による特別料金等の割引制度を活用する。

(今後の取組計画)

- 引き続き、これまでの取組に挙げた各種制度の活用等により、郵便費用の軽減を図る。
- 信書以外の郵便物・荷物の発送について、メール便、宅配便等の活用を図る。このため、本省でまとめて発送業務の入札を実施する。
- 他府省や地方公共団体等への通知・通達を電子的に発送できる電子文書交換システムの利用促進を図る。

※▲はマイナスを意味する。

| | |
|-------------------------------|----------|
| 平成21年度予算における削減見込額 | ▲4,105千円 |
| 平成21年度も同様の取り組みを行い、連絡等の効率化を図る。 | |

9. 出張旅費の効率化

(これまでの取組)

- 省内ネットワークを利用した旅費計算システムを導入した。旅行命令書及び旅費請求書の計算をネットワークを利用し一元的に管理できるシステムにより旅費支給の効率化を図っている。
- 出張による航空機利用について、割引制度の利用を推進することとし、外国出張により航空機を利用する際には、割引制度の適用が無い、日程が定まらない等の事情がある場合を除き、原則として、割引航空運賃を利用することを推進する。
- 旅費節減の観点から、旅費の効率化の取組に関する通知などの内容を引き続き、職員に周知し、更なるパック商品や割引運賃制度の積極的な活用の推進を図る。

(今後の取組計画)

- 航空機利用及び鉄道利用の出張において、割引航空券等の利用予定の書面による事前の確認、割引航空券等の利用がない場合の理由書の徴求を行う。
- 内国出張及び外国出張について割引制度の適用が無い、日程が直前まで定まらない等の事情がある場合を除き、原則として、割引運賃及びパック商品を利用する。航空機利用の内国出張及び外国出張における、割引航空券及びパック商品の利用率については、平成21年度以降70%以上を目標とするよう取り組む。

※▲はマイナスを意味する。

| | |
|-----------------|-----------|
| (外国旅費) | |
| 平成21年度における削減見込額 | ▲66,305千円 |
| (内国旅費) | |
| 平成21年度における削減見込額 | ▲33,185千円 |

10. 交際費等の効率化

(これまでの取組)

- 部外者に対し、儀礼的・社会的な意味で支出するという趣旨を徹底し、かつ職務関連性を一層厳しく確認の上使用。

(今後の取組計画)

- 交際費について、今後も引き続き、同様の取組を実施する。
- 職員に対する福利厚生について、共済組合と連携して、民間との均衡を考慮しつつ、引き続き適切な水準とするように努める。(引き続き実施)
- レクリエーション経費のあり方については、政府全体の方針を踏まえ、平成21年度予算においても、レクリエーション経費を廃止する。
※▲はマイナスを意味する。

(交際費)

平成21年度予算における削減見込額

▲901千円

11. 国の印刷物等への広告掲載

(今後の取組計画)

国の印刷物等については、行政の効率化と財政の健全化に資する観点から、引き続き広報印刷物を広告媒体として活用するとともに、省名入り封筒、ホームページも広告媒体として活用する努力を行い、歳入の確保に努めることとする。

広告料収入実績：1,000千円（平成17年度）

平成18年度及び平成19年度において、広報印刷物「体力づくり強調月間・体育の日ポスター」について、平成20年度において、広報印刷物「文部科学省 情報ひろば リーフレット」について、入札を行った。しかしながら、いずれも応札がなかったことから、広告掲載には至らなかった。

12. 環境にも配慮したエネルギー・資源使用の効率化

(これまでの取組)

- エネルギー使用量の抑制

- ・冷房の場合は 28 度程度、暖房の場合は 19 度程度に冷暖房温度の適正管理を徹底するとともに、夏季においては政府全体として軽装での執務を促すこととする。
- ・ 0A 機器、照明のスイッチの適正管理等により、エネルギー使用量の抑制を図る。

○資源の節約

- ・ 両面印刷・両面コピーの徹底等により、用紙類の使用量の削減を図る。
- ・ 必要に応じて節水コマを取り付ける等により節水を推進する。
- ・ 廃棄物の量を減らすため、廃棄物の発生抑制 (Reduce)、再使用 (Reuse)、再生利用 (Recycle) の 3R を極力図る。

○「文部科学省における温室効果ガス排出抑制等のための実施計画」(平成 17 年 7 月 12 日) を推進するため、「温室効果ガス排出抑制等のためのアクションプログラム」(平成 17 年 9 月 5 日) を策定し実践した。
(このアクションプログラムでは、エネルギー使用量の抑制及び資源の節約を図るための方策を示した「職員の行動ルール」のほか公用車運行の留意事項など具体的な取組項目を定めている。)

○「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」(平成 19 年 3 月 20 日閣議決定) 並びにこれに基づき各府省が温室効果ガスの排出削減等のために自ら実行する措置を定めた「実施計画」及び「温室効果ガスの排出削減計画」に基づき、蛍光灯の照明のインバータ化、0A 機器及び照明のこまめなスイッチオフ等のハード面・ソフト面の対策を推進すること等により、エネルギー使用量の抑制を図った。

○庁舎の使用電力購入等に際して、環境配慮契約法及び同法に基づく基本方針に則り、裾切り方式による電力供給契約の入札を実施した。

(今後の取組計画)

- これまでの取組を引き続き実施し、エネルギー・資源使用の効率化を図る。
- 「政府実行計画における庁舎 ESCO 促進のための簡易 ESCO 診断実施基準」(平成 19 年 3 月 30 日地球温暖化対策本部幹事会申合せ) に基づき、ESCO 診断の実施を進める。
- 「国の庁舎における太陽光発電・建物緑化等のグリーン化について」(平成 19 年 5 月 30 日地球温暖化対策本部幹事会申合せ) に基づき、

太陽光発電の導入、建物の緑化等の庁舎のグリーン化を進める。

※▲はマイナスを意味する。

| | |
|--|------------|
| 平成21年度予算における削減効果 | ▲340,307千円 |
| 平成21年度も引き続き同様の取り組みを行い、エネルギー・資源使用の効率化を図る。 | |

13. その他

(これまでの取組)

- これまで国立大学等の職員に対して行っていた各種研修について、平成16年4月の国立大学等の法人化を契機に廃止した。(平成16年度)
- 行政効率化にかかる職員の意識向上を図るための研修会を実施した。(平成17年3月)
- 日常の事務・業務の執行について、より効率的に進める観点から、「文部科学省業務効率化推進実施計画」(平成17年6月)、「文部科学省業務効率化推進実施計画(第二弾)」(平成18年6月)を策定した。
- 各種会議等の外部との連絡業務におけるIT活用を促進。
- 省内の電子掲示板の活用等により、業務に関する情報の効率的な共有化を促進。
- 霞ヶ関WANで提供されている共通情報検索システムの活用等により、効率的な法案作成業務等を実施。
- 深夜帰宅のタクシー利用について打刻して記録に残した上で、24時半以降の使用に限定する等使用ルールの厳格化を図り、タクシー利用コストの削減に努める。

(今後の取組計画)

- これまでの取組を引き続き実施し、文部科学省における業務の全体的な効率化を図る。
- 業務用パソコンについては、次期更新(平成24年度)に合わせて、環境性能、保守管理コスト等を検討した上で、可能な限り安価なパソコンを導入する。

| |
|-------------------------------|
| 平成21年度も引き続き同様の取り組みを行い、効率化を図る。 |
|-------------------------------|